

2020年度

インターンシップ・ボランティア等体験活動保険

キャリア教育
補償制度

職場体験・就業体験・奉仕活動中の賠償事故・ケガに対応

割安の保険料で
充実の補償

随時
受付中!

賠償責任保険
→250円
(年間)

傷害保険
→30円から
(1日あたり)
熱中症も保険の
対象になります!

対象となる活動

学校が教育活動の一環とするキャリア教育(職場体験等)、インターンシップ(就業体験等)、ボランティア(奉仕活動)

詳しくは産業教育振興中央会ホームページをご参照ください。<http://www.sansinchuoukai.or.jp>

※2008年度の制度改定により、対象となる活動を勤労観、職業観育成のための上記の活動に限定しておりますのでご注意ください。

補償の対象者

学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(盲、聾、養護学校)、高等専門学校の児童・生徒・学生(専攻科生徒・学生を含みます。)

保険金のお支払事例

賠償責任保険

<p>ボランティア活動 (奉仕活動)</p> 	<p>インターンシップ (就業体験)</p> 	<p>介護体験等</p> 
--	--	--

傷害保険

<p>①インターンシップに参加する途中で自動車にはねられた。</p> 	<p>②介護体験中にケガをした。</p> 	<p>③ボランティア活動中に熱中症になった。</p> 
---	--	--

活動内容 (場所)	事故内容	賠償金額	活動内容 (場所)	事故内容	支払保険金 (治療日数)
職場体験活動 (インターンシップ先)	農作業の実習中にローダー操作を誤り牛舎を破損。	306,600円	就業体験活動 (インターンシップ先)	精肉加工コーナーで肉を切っていた時に誤って指を切る。	32,000円 (通院16日)
就業体験往復途上 (帰宅途上)	自転車で帰宅中に十字路で出会い頭に衝突し、他人にケガを負わせる。	838,720円	就業体験往復途上 (帰宅途上)	自転車で帰宅中、見通しの悪い下り坂で車と正面衝突し負傷。	18,000円 (入院3日・ 通院3日)
ボランティア活動中 (ボランティア先)	除草作業中に誤ってガラス窓を破損。	42,000円	ボランティア活動中 (ボランティア先)	草むしりをしていたところ、ミツバチに指を刺された。	2,000円 (通院1日)

※実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

賠償責任保険について

補償の内容…国内において、児童・生徒・学生が学校の管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、児童・生徒・学生が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※児童・生徒・学生個人に責任があり、法律上の損害賠償責任を負った場合にかぎり対象となります。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

保険期間・保険金額・保険料

保険料	1名 250円			※期間の途中でご加入いただく場合の保険料も1名250円となります。 ※途中で解約される場合も保険料の払戻しはありません。
保険金額	身体賠償	1名・1事故	1億円限度	生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険の場合、 保険期間中のお支払限度額となります。
	財物賠償	1事故・期間中	2,000万円限度	
自己負担額なし				
保険期間	2020年4月1日 午前0時～2021年3月31日 午後12時まで ※期間の途中でも随時ご加入いただけます。 保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となりますので、保険始期の前日までに 着金となるように速やかにお振込みをお願いします。			

お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金…身体賠償事故の場合:治療費・休業補償・慰謝料等

財物賠償事故の場合:修理費等(修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。)

②費用…被害者に対する応急手当・緊急費用、訴訟になった場合の争訟費用・弁護士費用等(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)

傷害保険について

全てのプランで熱中症が補償の対象となります!!

補償の内容…国内外において、児童・生徒・学生が学校管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示にもとづき入院・通院した場合に保険金をお支払いします。往復途上の事故も対象となります。

保険期間・保険金額・保険料

		保 険 料 (1名・1口あたり)	1日あたり 30円	1か月あたり 500円
保険金額	保険金の種類	お支払いする保険金		
	死亡・ 後遺障害 保険金額	●死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ●後遺障害の場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。 ※死亡保険金と後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じて、保険金額が限度です。	450万円	100万円
	入院保険金 (日額)	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 〈短期活動プラン一括加入プラン〉入院日数は180日が限度 〈長期活動プラン〉入院日数は1,000日が限度	4,000円	2,000円
	通院保険金 (日額)	通院(往診を含みます。)日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。 ※〈短期活動プラン一括加入プラン〉事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対し 90日が限度 ※〈長期活動プラン〉事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し90日が限度	2,000円	1,200円
	手術保険金	所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額に右記倍率を乗じた額をお支払いします。 ※〈短期活動プラン〉では事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術が対象です。	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術 :入院保険金日額の5倍	

長期活動プラン…傷害総合保険、団体割引10%適用しています。(管理下中の傷害危険補償特約セット、職種級別 A級)

本プランは概要を説明したものです。詳細はパンフレットでご確認ください。(産振中央会ホームページに掲載しています。http://www.sansinchuoukai.or.jp)

ご契約に関してのご相談・ご連絡窓口

(取扱代理店)

株式会社 第一成和事務所

ダイ イチ セイ ワ ジ ム ショ

〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8F

TEL 03-3669-2831 FAX 03-3667-9037

E-mail:seiwa@d-seiwa.co.jp

受付時間: 平日9:00～17:30(土日、祝日、12月29日～1月4日を除きます。)

〈保険契約者〉

公益財団法人 産業教育振興中央会(産振中央会)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-1 工業教育会館6階

TEL 03-5211-6861

http://www.sansinchuoukai.or.jp

E-mail:info@sansinchuoukai.or.jp

(引受幹事保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-9588 FAX 03-6388-0162

受付時間: 平日9:00～17:00

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

(SJNK19-10907 2019.12.26)